

税務Q&A



任意団体の年会費の必要経費性

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 真鍋 亮平
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



りますか。

私は弁護士(個人事業主)ですが、ロータリークラブに入会し、会費として年間24万円を支払っています。この会費は必要経費になりますか。



結論からいえば、ロータリークラブの年会費は必要経費にならない可能性が高いと思われる。

比較的最近の事案で、弁護士である原告がロータリークラブの年会費(以下「本件会費」といいます。)が事業所得の計算上必要経費に算入できるかどうか争われた裁判例があります(長野地判平成30年9月7日)。

裁判所は、弁護士の事業所得を生ずべき業務とは「法律事務を行う経済活動」であるとし、そして、本件会費が必要経費に算入されるためには、その経済活動と「直接に関連し、かつ、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要であることを要する」としました。

そして、本件会費の支出は、原告の経済活動と直接の関連を有し、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要なものということとはできないとして、必要経費性が否定されました(控訴審の東京高判令和元年5月22日も第一審と同様の判断をし、上告棄却・不受理で確定)。

ロータリークラブやライオンズクラブなどの任意団体には様々なものがありますが、その年会費を必要経費として算入するには、主観的に必要だと思っただけではダメで、当該任意団体での活動が、弁護士業を遂行するにあたって必要であるということが第三者の目から見ても認められるようなものでなければなりません。そのような立証に成功すれば、必要経費性が認められる余地がありますが、容易なことではありません(※)。

なお、過去には、司法書士が支払ったロータリークラブの

年会費の必要経費性が否定された国税不服審判所の裁決(平成26年3月6日裁決)もあり、士業にとって任意団体の年会費を必要経費と認めてもらうハードルは高いといえるでしょう。

ところで、このような任意団体の年会費の他にも、必要経費に該当するかどうか悩む支出は少なくありません。そこで問題となるのが、どのような基準によって必要経費かどうかを判断するのか、ということです。

所得税法は、別段の定めがあるものを除き、

- ①売上原価のような収入を得るため直接に要した費用(=個別対応の必要経費)
- ②販売費、一般管理費等、所得を生ずべき業務について生じた費用(=一般対応の必要経費)

を「必要経費に算入すべき金額」としていますが(所得税法37条1項)、特に問題となるのが②の必要経費該当性です。

しかし、その判断基準はいまだ確立されておらず、学説上も議論があるところです。実務的には、ケースバイケースで必要経費該当性を判断するほかありませんが、少なくとも、各事業者の業務の内容に応じて、「客観的にみて当該支出が業務遂行に必要であることを要し、そのような立証が可能なのが必要経費として認められる、と考えておくべきでしょう。判断に迷ったら税理士等の専門家に相談してください。

※ある支出が、個人の食費などの消費生活上の費用である「家事費」と必要経費の両方の性質をもつ「家事関連費」(所得税法45条1項1号)に該当する場合は、その支出の主たる部分が業務に必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分できる場合は、その部分に限って必要経費に算入できます(同法施行令96条)。しかし、この裁判例では、仮に家事関連費に該当したとしても、業務遂行上の必要性は認められず、必要経費に算入することはできないとされています。